

令和3年1月9日

保護者の皆様へ

特定非営利活動法人さくらんぼ
理事長 宮本早苗

緊急事態宣言発令による対応について

平素はさくらんぼの保育運営にご理解ご協力を頂き本当にありがとうございます。

新年が明けたばかりではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大により神奈川県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。開園等の対応について横浜市から通知がございましたのでご案内いたします。詳細は下記に記載されているアドレスから横浜市の通知をごらんください。

これにあわせて法人から以下の通りお知らせいたします。

今後もみなさまのご協力のもと少しでも安心してご利用いただけるよう努力を続けてまいります。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 緊急事態宣言中のご利用について

- (1) 通常通りの開所となります。ただし、職員や園児に感染が確認された場合や、地域の感染拡大が著しい場合などは市と協議の上臨時休園になる場合があります。
- (2) 前回のような登園自粛要請は行われません。ただし、利用を控えることが可能な日や利用時間の短縮が可能な日がもしあれば利用をお控えいただくなどのご協力をお願いいたします。
- (3) 緊急事態宣言発令中は、体調不良や緊急事態宣言に伴う利用自粛による当日キャンセル料は無料とします。ただし、必ず電話でキャンセルのご連絡をいただけますようお願いいたします。

2. 引き続きお子様に発熱や呼吸器症状等の体調不良等がある場合は無理をせずお休みをしていただけるようお願いいたします。心配や不安なことがあればご相談ください。

3. 以下の状況が発生した場合速やかに園に連絡をしていただくようお願いいたします。

- (1) お子様や同居のご家族に新型コロナウイルスの感染が確認された場合
→夜間、土日祝日であっても緊急連絡先に連絡をお願いいたします。

(2) お子様や同居のご家族がPCR検査を受診する場合

→検査結果の予定などもお伺いします。ご協力をお願いいたします。

※お預けになったお子様もしくは保護者の方のPCR検査結果が「陽性」だった場合、もしくは「濃厚接触者」に特定された場合、園から区に報告するよう求められております。情報提供にご理解を頂けますようお願い申し上げます。

※同居のご家族に発熱などの風邪症状がある場合も差し支えない範囲で園にお知らせください。

4. 昨年12月に市から「園児が登園を避ける基準」について基準が通知されました。この基準について不安やわからないことなどがある場合はお気軽にご相談ください。

参考：＜園児が登園を避ける基準＞（市の通知より）

- ・発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養し、登園しないことを徹底。（発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意。）
- ・解熱後24時間を経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園を控える。
- ・呼吸器症状等が感染症のものでないと医師が判断し、登園が可能とされた場合はその判断に従って対応。

＜送迎時の注意事項＞（市の通知より）

- ・保護者が＜園児が登園を避ける基準＞に該当する場合は、送迎を行わないことを徹底。

5. 保育園での感染症対策について

さくらんぼでは以下の対策を今後も引き続き実施してまいります。緊急事態宣言の発令に伴い、改めて徹底を法人内に呼びかけてまいります。

①職員の消毒、マスク着用、換気、体調管理の徹底

- ・職員の手洗い・検温・手指、施設、備品の消毒・換気は記録を残し管理しております。
- ・37.5度以上の発熱に関わらず風邪症状がある職員は出勤を許可しておりません。
- ・休憩時、会議などの3密の回避や換気の徹底に取り組んでいます。

②登園時、お迎え時、各業者の配達等は原則入室をせず入口での対応をお願いしております。入室する場合は検温や手指の消毒、マスクの着用をお願いしております。

③子どもの手洗いの徹底

- ・子どもたちには手洗いが習慣化するように園生活の中で工夫をしていきます。

④給食、午睡時の対応

・なるべく園児同士の距離を取れるよう各園で工夫を実施しております。

⑤その他

緊急事態宣言発令中の行事やイベントについては、見直しが必要なものについては順次見直しを行っていきます。見直しについては各園からお知らせいたします。

6. 横浜市からの通知

【緊急事態宣言の発出に伴う保育所等※の利用について（ルビ付き）】

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.files/0014_20210108.pdf

以上